

覚えておきたい 日本国憲法 ①

空らんにあてはまる語句を書き入れなさい。

第1条 天皇は、日本国の()であり日本国民統合の()であって、この地位は、主権の存する()の総意に基く。

第3条 天皇の()に関するすべての行為には、()を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第6条 ① 天皇は、()の指名に基いて、()を任命する。

② 天皇は、()の指名に基いて、()の長たる裁判官を任命する。

第9条 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、()による威嚇又は()の行使は、国際紛争を解決する手段としては、()にこれを()する。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の()によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に()のためにこれを利用する責任を負ふ。

第25条 ① すべての国民は、()で()な()の生活を営む権利を有する。

第26条 ① すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく()を受ける権利を有する。

第41条 国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の()である。

第96条 ① この憲法の改正は、各議院の総議員の()以上の賛成で、国会が、これを()し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その()の賛成を必要とする。

第98条 ① この憲法は、国の()であって、その条規に反する()、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

覚えておきたい 日本国憲法 ②

空らんにあてはまる語句を書き入れなさい。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない()として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条 ① すべての国民は、()に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第54条 ① 衆議院が解散されたときは、解散の日から()日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から()日以内に、()を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、()集会を求めることができる。

第59条 ② 衆議院で可決し、()でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の()以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

第68条 ① 内閣総理大臣は、()を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に()を()する事ができる。

第69条 内閣は、衆議院で()の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、()日以内に衆議院が解散されない限り、()をしなければならない。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で()を制定することができる。